



森林の土地を取得したときは 届け出が必要です

森林の土地の所有者を把握するため、森林法に「森林の土地の所有者届出制度」が設けられています。個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、森林の土地を新たに取得した人は、面積にかかわらず届け出をしなければなりません。

届け出をしない場合や虚偽の届け出をしたときは、10万円以下の過料が科されることがあります。

【対象】 県が定める地域森林計画の民有林

※国土利用法に基づく土地売買契約の届け出をした場合、森林の土地の所有者届出は不要。

【届出様式】 「森林の土地の所有者届出書」市のホームページからダウンロードできます。

【添付書類】

- ①森林の土地の位置を示す図面
- ②権利を取得したことがわかる書類の写し

【提出期間】 所有者となった日から90日以内

※分割協議が調わない場合でも、相続開始の日から90日以内に法定相続人の共有物として届け出をする必要があります。

【提出先】 農林水産部林務課または各振興事務所

※詳細は、市のホームページの「産業・事業者」→「林業」→「森林の届出」→「森林の土地の所有者届出制度について」をご覧ください。

問 農林水産部林務課 ☎ 67-2121

☎ 問 環境水道部環境課
67・1833

5月から7月にかけてのごみ処理量は、表のとおりとなりました。みなさんには、引き続きごみ減量への取り組みにご協力をお願いします。生ごみは、ダンボールコンポスト・生ごみ処理機で堆肥化することができま。可燃ごみとして出す時は、水切りにご協力をお願いしませ

ごみ処理量の推移 (単位: t)

	5月	6月	7月
可燃ごみ	1,042	985	965
内訳	収集	535	502
	直接搬入	324	309
	下水汚泥ほか	183	174
資源ごみ	36	175	121



☎ 問 環境水道部水道総務課
事務所 67・1129 または各振興

「下水道の日」は、下水道施設の普及を図るため昭和36年に制定されました。郡上市の下水道施設整備率は100%、一方、下水道への接続率は約76%です。みなさんが利用して初めて機能を発揮する下水道。この機会にぜひご理解頂き、未接続の人は早期接続をお願いします。

9月10日は「下水道の日」です

水柱

郡上市消防本部



台風や集中豪雨から身を守るために

秋雨前線の停滞や台風により大雨が発生しやすい季節です。こつした大雨によって河川の氾濫や土砂災害、そして、暴風による災害が発生します。

台風や大雨は、警報および防災気象情報を利用して被害を未然に防いだり軽減することが可能なため、災害の備えを今一度確認しましょう。



家の中の備え

●窓や雨戸はしっかりとカギをかけ、必要に応じて補強する。

●側溝や排水口は掃除をして水はけを良くしておく。

●風で飛ばされそうな物は固定したり、家の中に入れる。

家の中の備え

非常用品の確認

懐中電灯、ラジオ(乾電池)、救急薬品、非常用食品衣

室内の安全対策

飛散防止フィルムなどをガラスに貼ったり、飛散に備えてカーテンやブラインドをおろしておく。

水の確保

断水に備えて飲料水を確保するほか、浴槽に水を張るなどして生活用水を確保する。

避難場所の確認など

●学校、集会場など避難場所への避難経路をハザードマップにより確認しておく。

●普段から家族と避難場所や連絡方法を話し合っておく。

●避難するときは、持ち物は最小限に、両手は使えるようにしておく。

●非常持ち出し品を確認する。

「自助」から「共助」へ

一人一人が自分の身の安全を守り、周囲の人と助け合える災害に強い地域を造りましょう。

☎ 問 消防本部
67・0119